

平成23年(ハ)第11389号 慰謝料請求事件  
原告  
被告 東京電力株式会社

## 準備書面 1

平成23年6月29日

東京簡易裁判所民事第4室1係御中

### 第1 被告の矛盾する言動について

被告代表者は、原告の提訴後の平成23年4月13日に「補償は国と相談しながら、誠意をもって行う」と述べている(甲第1号証)。それにもかかわらず、「原告が「極度の不安感、恐怖感」を持ったとしても、それは原告個人の考え方、性格、感受性等の個人的事実に基づく特異な事象と言わざるを得ず」(答弁書p5、傍点は原告による)と答弁している。マスクミがいる場では、(被害者が板の間に座っているのに被告代表者らはマスクミに見えないように座布団を敷きながら)被害者に土下座をしても、マスクミがいない場では、不安を与えた相手に謝罪することはおろか、不安を感じた被告があたかも異常性格であるかのような言動は、断固として許されるべきではない。

「補償は国と相談しながら、誠意をもって行う」という平成23年4月13日の記者会見での被告の弁明か、答弁書の「原告が「極度の不安感、恐怖感」を持ったとしても、それは原告個人の考え方、性格、感受性等の個人的事実に基づく特異な事象と言わざるを得ず」のくだりのいずれかを撤回することを強く要求する。

なお、原告の見解があくまで特異な事象、特異な感じ方でないことを示すために、甲第2号証を示す。被告が、原告と甲第2号証を投稿した者のみが、特異な事象、特異な感じ方をしている、と主張するのであれば、追ってさらに証拠を示す準備がある。

### 第2 立証責任の転換について

被告は、答弁書に「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」を引用し、原告の精神的損害は認められないと主張している。よって被告が本件訴訟の目的が「原子力

損害」に相当することを認めているのは明らかである。ところで「原子力損害の賠償に関する法律」第3条および第4条は無過失責任が規定されていると解されている。

よって、本件訴訟においては、無過失責任原則が適用されるべきであり、立証責任の転換が図られるべきである。

仮に、万が一、原告の主張の原子力損害が認められないとしても、本件事故により原告が加害した範囲、規模は激甚であり、被告が起こした公害の程度は過去の四大公害訴訟を超えるものである。また、原子炉を設計、運用する原告の技術的知見と経済力と被害者の一人である原告では、その能力に極端な差がある。

よって、原告に挙証責任を求めるのではなく、被害者保護の観点から原告が立証責任を負うべきである。

### 第3 答弁書に関する再反論および求釈明

#### 1. 本件事故の原因と責任の所在について

被告は、本件事故を「これまでの人の想像をはるかに超えた、巨大でとてつもない破壊力を持った東日本大震災の地震およびそれに伴って発生した津波を原因とするものである」と主張するが、以下の通り責任回避の詭弁以外の何物でもない。被告は「東日本大震災のマグニチュードは9.0で、その地震のエネルギーはマグニチュード7.9の関東大震災の約44.67倍」と主張するが、東日本大震災のマグニチュード9.0は世界の標準的な「モーメント・マグニチュード」(Mw)であり、関東大震災のマグニチュードは「気象庁マグニチュード」(Mj)である。異なるスケールの数値を比較した初歩的な誤りもしくは意図的な数字操作であるが、原子力発電所を設計する被告がそのような初歩的な誤りを主張する可能性は常識的には極めて低いと考えられる。東日本大震災は、気象庁マグニチュードによれば最初の修正値である8.4程度であったと推定されている(甲第3号証)。

また、気象庁マグニチュード8程度の地震は三陸沖ではおよそ100年に1回程度の割合で起こっており、1896年の明治三陸沖地震のときに15mから38m程度の津波が記録されている。

甲第4号証においても、東日本大震災以前から巨大地震の発生が指摘されていたことが明らかであるし、甲第4号証において示される世界の巨大地震を見ても、前例がない大地震ではないことが明らかである。

これらのことから今回の地震および津波は「これまでの人の想像をはるかに超えた」とはとてつもない、十分に想像しうるもしくは過去にすでに経験し

ている規模であった。

また、今回の地震の福島第一原子力発電所における震度は6強と推定されているが、震度6は日本では特別に強い揺れではなくこの10年間に複数回発生している（三陸南地震、宮城県北部地震、宮城県南部地震、宮城内陸地震、岩手県沿岸北部地震等）。

原子力安全・保安院および原子力安全委員会が審議する原子炉の設計基準地振動は、福島第1原子力発電所においては2006年指針改定によって370ガルから600ガルに改定された。しかし2008年の岩手・宮城内陸地震では、岩手県一関市で3866ガルの上下動を記録している。

なお、本件のような事故に対する懸念は2006年3月1日の衆議院予算委員会分科会において指摘されている（甲第5号証）。

さらに、被告が「重大事故とは言えない」と主張する2010年6月17日の福島第一原子力発電所2号機の緊急自動停止は、本件事故と同じ電源喪失事故であり、外部から発電所に送る電気系統が4つとも切れてしまったことが原因であった。

以上のことから、被告が「想像をはるかに超えた」地震・津波が原因と主張するのであれば想像力に決定的な欠陥があり、仮に万が一被告には想像できなかったとしても、社会通念上この程度の地震とそれにもなう津波および電源喪失は予見可能性があったというべきであり、今回の事故は被告の重大な過失もしくは未必の故意によるものと結論付けるべきである。

また、被告は、「このように異常で巨大な天災地変については、被告においてそれに対応できるような対策を講ずべき義務があったとまではいうことができない」、「福島第1原子力発電所を含む原子力発電所の建設は、法令に基づいて適切に行われてきたのである」などと主張するが、仮に被告に過失がなかったとしても「原子力損害の賠償に関する法律」には無過失責任が規定されており、「原子力発電所の建設は、法令に基づいて適切に行われ」たことが免責事由にはならないと解すべきである。日本国政府は今回の福島第1原子力発電所の事故について免責対象とならない、という見解を示している（甲第6号証）。

なお、被告の主張は、本件事故の責任は、法令を立法した立法府、およびそれを運用した行政府にあるとの主張であるとの理解に達するが、その点釈明を求める。

## 2. 被爆による健康被害への恐れについて

被告は乙第1号証を引用し、平成23年3月15日に0.496マイクロシーベルトを記録したが、その後は低いレベルが続いており、と主張している

が、以下の点で現実に反する低い数値をしているものである。

- 1) 平成23年3月15日における新宿区の放射線量は0.809マイクロシーベルト毎時である（甲第7号証）
- 2) ただし、乙第1号証のデータも甲第7号証のデータも地上50mで測定されたデータと思われ、それは市民の被爆実態を反映しないとマスコミ等で批判され、現在は地上1mでの測定結果も公表されている。地上1mのほうが数値が約2倍となるからである（甲第8号証）。
- 3) さらに地上1mで測定した場合でも、平成23年6月18日付の公表された数値0.0661マイクロシーベルト毎時（甲第9号証）は原告が測定した数値0.19マイクロシーベルト毎時（甲第10号証）よりも約3分の1の低さである。念のため、日を改め6月26日に再度測定したが、公表数値0.0686マイクロシーベルト毎時（甲第11号証）に対し、0.23マイクロシーベルト毎時（甲第12号証）であり、同じく約3分の1であった。

以上を勘案すれば乙甲第1号証の数値は6倍するのが妥当であり、乙第1号証から推測される生活圏の放射線レベルは2.976マイクロシーベルト毎時であり、甲第7号証のデータから推定される生活圏の放射線量は1.618マイクロシーベルト毎時である。

なお、放射線管理区域の基準は3カ月で1.3ミリシーベルトであり、1時間に換算すると約0.6マイクロシーベルトとなる。被告の未必の故意または重大な過失による事故によりこの数値を1日であったとしても超過したことは認めているが、被告は管理区域設定に努力した形跡はない。法治国家において速度制限が毎時40kmの道路を、一時的であろうとも、いかに毎時60kmでも安全かを主張しても、違法性が阻却されるわけではない。

また、被告は内部被爆を勘案していない。平成23年3月23日に東京都金町浄水場から乳児の暫定基準値の2倍を超える放射性ヨウ素が検出された（甲第13号証）ほか、農水産物では現在でも放射能が検出されている（甲第14号証）。これらによる外部被爆、内部被爆を合計すると、自らの被爆値がいかほどになるのかは推測できない。

被告は、乙第3号証において、「マスコミ報道も、（中略）人体にはまるで影響がないレベルであると報道している」と主張しているが、被告の引用した乙第3号証を読めば、「ただ、放射線量がどのレベルを超えると、降雨により人体に影響が出るかは、いずれの専門機関も「一概には言えない」としている。それでも、傘をさすか雨がっぱを着て、体が濡れないよう心がけたほうが無難だ。水たまりには放射性物質がたまる可能性があり、特に子供が遊ばないように気をつけたほうがよい。」と被告が主張するように「まるで影響が

ない」とは言えない記述がされており、被告の読解力不足もしくは記事を都合よく理解した恣意的な解釈である。

また、被告は毎時80マイクロシーベルトであっても、「ただちに人体に影響が出るレベルではない」と主張している（甲第15号証）。80マイクロシーベルト毎時の場所に42日いると、広島における爆心地から2km地点での被曝量に相当し、入市被曝者(2号)と認定されると、原爆手帳が与えられるレベルである（甲第16号証6ページの表）。

さらに毎時80マイクロシーベルトの場所に62.5時間いると、5ミリシーベルト被曝し、これは胎児に確定的に障害が発生する被曝量に相当する（甲第16号証9ページ）。

被告は、「原告の居住地である東京都においては、「状況により人体に被害が生じうるレベルとなる危険性」はな」と主張しているが、それは現在の科学的知見のごく一部の主張である。事実は以下のとおりである。

- 1) 低線量被曝領域において「ただちに」健康被害が発生することはないことに関しては、概ね合意がなされている。
- 2) 低線量被曝領域において確率的に発がん性等のリスクがあるとの知見は多いが、一方でしきい値があるとか、ある程度の被曝はより健康を増進する、との主張も存在する。科学的仮説とは別に、国際的共通理解としては、国際放射線防護委員会1990年勧告によれば、「線量関係にしきい値を生じることはない」と結論されている。
- 3) 低線量域における1シーベルトあたりの過剰相対リスクは低線量になるに従って高くなるという研究もある（甲第17号証）。

要するに、公正に言えば、今回の放射性物質漏えいによりどのような放射線による直接的な健康被害が生じるかは、とくに低線量被曝を前提にすれば、現在の科学的知見によって確定的に述べることは困難もしくは議論がある、というのが現実である。

こういった事実や科学的議論を無視して、一方的に安全を訴える被告の主張は、情報公開を原則とする原子力3原則に反するだけでなく、遅効性かつ確率性の毒物の致死量を故意に投与しても、「ただちに」死に至らないから殺人には該当しないという、社会通念とはかけ離れた非常に自己中心的な論理である。「この薬物を服用すると、0.01%の確率で将来がんになります。それに対応するあなたのメリットはありません。しかし、ただちに人体に影響が出るものではないので大丈夫ですから飲んでください。」と言われて薬物を服用する人がいると被告が考えているのであれば、まずは被告代表者が急性障害になる一歩手前の999ミリシーベルト相当の被曝をしていただきたい。一部報道によると、被告らは福島第一原子力発電所の放射能値が高いことを

理由に、撤退を政府に打診したという。加害者である自分は避難し、被害者である国民には安全だと主張して避難の機会を与えないのは断じて許されるべきではない。

### 3 精神的損害について

被告は乙第4号証により「一般的・抽象的不安感や危惧感等は、精神的損害として認められるものではない。」と明言されていると主張するが、原子力損害賠償紛争審査会の指針がどのような論拠により司法権を上回る法的拘束力を持つと主張するのか釈明を求める。

日航機墜落事件の例を引くまでもなく、恐怖感を与えたことに対する慰謝料は認められている。

被告は「仮に原告が「極度の不安感、恐怖感」を持ったとしても、それは原告個人の考え方、性格、感受性等の個人的資質に基づく特異な事象と言わざるを得ず」と主張するが、以下の点において不安感を感じるのが個人的で特異な事象と主張するのはあまりに想像力が欠如している。

- 1) ウラン235は46.5Kgを一か所に集めると自発的に核爆発を起こすので、広島や長崎に投下された原子爆弾にはそれ以下のウランが利用されていたと考えられる。一方で福島第一原子力発電所では6機併せると577トンのウラン235を装てんしていたと考えられる(甲第18号証)。燃料ウランは一般に濃度が3ないし5パーセントであると考えられるのでそれを割り引いても15トン以上のウラン235が存在していることになる。このほか、使用前よりも放射線量が飛躍的に増える使用後の燃料も保管されていた。つまり少なく見積もっても広島に投下された原子爆弾の300発分以上のウランが福島第一原子力発電所に存在していた。この原子力発電所が爆発を起こした映像がインターネットで公開され(甲第19号証)、特に3号機の爆発に関しては核爆弾の爆発との比較で核爆発ではないのかという議論がされていた。
- 2) 年間被爆量が最大でも前項の数値17ミリシーベルトを上限に以後低下することは被告が事故の全容を把握し、公開していない限りは予測することは不可能であり、その後の被爆量が予測できないという不安が存在したし、現在においても存在する。
- 3) 現実に、水道水の汚染によりミネラルウォーターが店からなくなったこと、渋谷区役所の駐車場において実際に区職員が乳児のためのミネ

ラルウオーターの配給の準備をしていたことを目撃したことなどが不安感を増大させた。これは一種のパニック心理であるが、その原因を作ったのは被告である。

- 4) 米軍では93kmが立ち入り禁止になった(甲第20号証)。東京は200km強離れているが、自己および家族の生命健康に関することに関して、93km以上離れているから安泰だと感じるはずはない。事実、フランス大使館は首都圏のフランス人に関東を離れるよう勧告し(甲第21号証)、一国を代表して日本に駐在している諸外国の大使館にも閉鎖するものがあつた(甲第22号証)。
- 5) 冷静な対応を呼びかけるのは、被告と日本政府、日本のマスコミであつて、海外では事態は悪化しているというのが共通認識であつた(甲第23号証)。スイス大使館は東京にいるスイス人に対して他の地域に移ることを推奨し、かつ安定ヨウ素剤を配布している(甲第24号証)。
- 6) 東京都も国民、都民の不安を認めている(甲第25号証、甲第26号証)。
- 7) 震災の一般的被害も大きかつたのにもかかわらず、事故直後から連日新聞の1面に大見出しで報道されている。一つの事故に対して連日テレビが特番を組み、新聞の一面大見出しが繰り返されるのが不安や恐怖を呼ぶのは当然である。
- 8) 被告以外にも多数、不安を感じている人がいる(甲第27号証)。
- 9) 被告の情報秘匿や不公正な情報提供が不安感を増大させた。被告の情報秘匿は枚挙にいとまがなく、被告のように訴訟に対応することで給料や弁護士報酬を得られる立場ではないので、個別にすべて調査しあげつらうことは原告の能力では不可能である。一例を挙げるが、被告が情報秘匿を認めないのであれば、追つて別の事実と証拠を示す。
  - (ア)被告は平成22年6月17日の福島第一原子力発電所における事故について深刻な状況を隠匿した(後述)。
  - (イ)被告は3月12日から原子炉にホウ素を投入している。ホウ素を投入するのは、核分裂反応を止めるためである。すなわち、原告は3月12日現在で原子炉が核爆発を起こす危険性を認知していたはずである。しかし、被告が1号機の核爆発(メルトダウン)を認めたのは5月15日、2号機、3号機については5月24日である。
  - (ウ)3月12日に1号機、14日には3号機で水素爆発が発生している。しかし、格納容器は無傷であると主張していた。しかし、3月28日に格納容器内にしか存在しないプルトニウムを敷地内で検出しているので、格納容器が無傷であるはずはなかつたが、被告はこの事実を迅速に公開していない。
  - (エ)当初より被告は原子炉のパラメータを公開していない(甲第28号

証)。

(オ)地震直後に原子炉の注水を中断していなかった、という事実が隠匿された(甲第29号証)。

(カ)モニタリングポストにおける計測数値が隠匿されていた事実が存在する。

原告が、恐怖感を覚えた(そして現在も覚えている)最大の原因は、被告が、情報を隠匿し、故意に自己に都合のよい情報しか公表しないため、不信感、不安感が増大することである。

被告が事実を隠匿する体質を持っていることは周知の事実であり、本件訴訟被告代理人の竹野下喜彦弁護士は、まさにその隠匿体質(原子力不祥事)に対応すべく組織された「原子力安全・品質保証会議」という第三者委員会の委員を行っているが、実際には被告が「重大事故だとは言えない」と主張する福島第一原子力発電所における電源喪失事故が起こっており、その電源喪失は今回の事故の最大の問題点の一つである。

この事故について、手動でディーゼル発電機が起動されたにもかかわらず、被告は「自動で」と主張し(甲第30号証)、専門家は「炉心の水位低下は極めて異常であり、重大事象といえる」とコメントしている(甲第31号証)が、被告は、「すぐに」通常レベルに回復したと主張している。

ただでさえ原子力発電所で連続核反応(核爆発)が起こり不安感を持っているところ、こうした、被告の情報隠滅、秘匿、自己に都合のよい一方的な安全だ、大丈夫だという主張が強い不安感、恐怖感を招いたのである。

#### 4. 最後に

##### 1. 被告に

被告は、本件裁判を何の目的で行っているのか原告には理解しかねる。万一、被告が勝訴したなら、一千万都民をはじめとする1億3千万人の国民、そして地球に住む65億人の人々の不安を含む精神的な苦痛に対して被告は一切責任がなかったと主張するつもりであろうか。

原告が勝訴した場合であっても、被告はすでに債務超過と言われており、被告には現実的な意味でその支払い能力がないのは明らかである。たとえ1万円であっても、3千万人に支払うなら3000億円である。この3000億円は会社更生法などにより事実上不履行となるか、公的資金が投入されるか、電気料金に上乗せされることで支払われるはずである。

よって被告が敗訴しても被告が実質的に支払う経済的負担はなく、勝訴すれ



ば、上記のように免責の印籠を得たかのような対応をするではないかと考えられる。

本件裁判の負担も、被告は業務時間を割き、プライベートな時間を割いている一方で、被告は債務超過であるから、実質的に公的資金もしくは電気料金の値上げにより賄なわれ、法的にどうであれ、加害者である被告が、勝訴しても敗訴しても被害者の負担になることは社会的には極めて不公正である。被告は、自己のプライドに主眼を置く態度を一刻も早く改め、様々な被害者に真摯に謝罪することを被害者の一人として強く望むものである。

## 2. 裁判所に

原告は、弁護士資格を持たず、個人訴訟で本訴訟を提起しております。法律構成や法的手続きの専門家ではありません。原告の「裁判を受ける権利」が保証されるために、原告の法的手続きの無知などにもとづく準備書面や手続きの不備に関しては、お教えいただけるよう寛大な措置を裁判所をお願いいたします。

(以上)

添付書面

甲第1号証乃至第31号証 各1部